

品川区障害福祉計画等推進委員会傍聴に関する要領

制定 令和7年1月23日 部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、品川区障害福祉計画等推進委員会設置要綱（令和7年1月23日区長決定）に基づき、品川区障害福祉計画等推進委員会（以下、「委員会」という）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の公開)

第2条 何人も、本要領の定めるところにより、委員会の会議を傍聴することができる。

2 感染症対策など合理的な理由がある場合は、傍聴を中止または制限することができる。

(傍聴人)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、当日受付にて氏名、住所等を記載のうえ、傍聴券（別紙様式）の交付を受けるものとし、会議中はこれを所持しなければならない。

2 傍聴券は、会議の当日、先着順に一人一枚、交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議を開催する会議室（以下「会議室」という。）に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示しなければならない。また、退室の際は係員に傍聴券を返却するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 前項の規定に関わらず、傍聴の際に合理的配慮の提供が必要な場合、会議開催のおおむね2週間前までに、氏名、住所、連絡先、必要な配慮を記載のうえ、事前に傍聴の申込みをすること。

(傍聴人の定員および傍聴券の交付)

第5条 傍聴人の定員は概ね10人とし、申込み受け期間終了後、申込み受け順の番号で、傍聴券を交付する。定員を超える申込みがあった場合、会議室の環境等を鑑み、会長に諮って傍聴人の受入れを決定する。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入ることができない。

- (1) 刃物その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) プラカード、ビラ、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (4) 録音機、写真機、撮影機、無線機の類を携帯している者（第8条の規定により、事前に委員長の許可を得た者を除く。）
- (5) 腕章、たすき、鉢巻きの類を着用し、または携帯している者
- (6) 発熱症状が認められる者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等はしないこと。
- (2) 談笑したり、騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食や喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話、スマートフォン、パソコン等は、電源を切ること。
- (6) 写真撮影や録画をしないこと。
- (7) その他会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしないこと。

（録音の許可）

第8条 傍聴人は、会議室において録音等を行おうとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

（違反に対する措置等）

第9条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（傍聴人の退場）

第10条 委員長により会議を非公開とする決定があったときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

別記（様式）

（表）

No. _____
年 月 日 開催
第 回 品川区障害福祉計画等推進委員会
傍 聴 券
（開催場所 _____）

（裏）

品川区障害福祉計画等推進委員会傍聴に関する要領（抜粋）
（傍聴人の守るべき事項）
第7条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
（1）発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等はしないこと。
（2）談笑したり、騒ぎ立てないこと。
（3）飲食や喫煙をしないこと。
（4）みだりに席を離れないこと。
（5）携帯電話、スマートフォン、パソコン等は、電源を切ること。
（6）写真撮影や録画をしないこと。
（7）その他会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしないこと。
（録音の許可）
第8条 傍聴人は、会議室において録音等を行おうとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
※この傍聴券は、当日に限り有効です。
※傍聴券は、退室（傍聴終了時）される際に回収いたします。